

運用責任者として登録する担当者 について

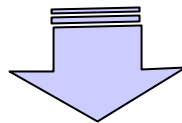
(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 鈴木由佳

もくじ

1. 提案の背景
2. いただいたご意見
3. ご提案内容
4. 今後のスケジュール
5. Q&A

提案の背景(1)

2003年12月のJPOPMで「JPNICアドレス空間
管理ポリシー」改訂について提案



ポリシー文書改訂についてはコンセンサスが得られた

その改訂内容の中には、以下の運用責任者に関する記述の変更も含まれていた

運用責任者は、その組織を代表するものでなくてはならないが、家庭内ユーザなどその組織から運用責任者を設けるのが非現実的だという場合においては、指定事業者の技術担当者を運用責任者として登録してもよい

提案の背景(2)

- その後運用責任者に関する改訂内容について、変更の後の影響を懸念するご意見がいくつが寄せられた

JPNICIP事業部では、もう少し議論の時間が必要であると判断し、運用責任者以外の部分のみを改訂して実施することにした。

「運用責任者」については、再度内容を検討し、JPNICオープンポリシーミーティングで提案することになった。

いただいたご意見

- 運用責任者の代行範囲が明確でないため、代行することが難しい(安易に代行を引き受けられない)
- IPアドレスの割り当てを受けるのなら、その組織の人が責任者となり、そのネットワークを責任を持って運用すべき。
- 指定事業者の業務負荷が増える可能性がある
- 必ずしも割り当てられた組織から、選任できるとは限らないから代行可能とすると、選択肢が増えてよい
- アドレスの管理がしやすくなる。
- 情報の更新がしやすくなる

賛否両論

ご提案内容

JPNICデータベースのネットワーク情報中のm. [運用責任者]として登録される担当者は、

その割り当てられたネットワークに関する判断ができる担当者またはその担当者と連絡が取れる人を登録してください

JPNICのデータベース登録項目としてのm. [運用責任者]は、公開連絡窓口として読み替え、今後は、この表示方法については変更する方向で進めます。

今後のスケジュール

本日コンセンサスが得られましたら、

- 7月8日 JPNICオープンポリシーミーティング
提案
- 7月～9月 IP指定事業者連絡会等でのIP指定
事業者様からのご意見を伺い、最終
的な判断をJPNICにて行う
- 9月末～10月 改訂後の文書を周知
- 11月 改訂後のポリシー文書を施行

Q&A

